

6 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査の目的と原則

保健所、保健環境科学研究所及び薬事衛生課は、要観察例、インフルエンザ(H5N1)患者(疑似症患者を含む。)及び患者(疑似症患者を含む。)との接触者について、速やかに積極的疫学調査(必要な検査を含む)を行い、感染拡大をコントロールするために必要な情報を提示する。

調査にあたっては、被調査者に対して積極的疫学調査の説明を十分に行い(感染症法に基づく調査の必要性、移送、入院勧告、就業制限、経過観察、接触者管理、及び情報公開(報道)の可能性等)人権に配慮した対応を行う。

新型インフルエンザ対策は、国際的な課題であることから、ヒトーヒトの感染拡大が懸念される時には、情報が確定する以前から国等と情報共有を図り、連携した対応を行う。

調査の目的

感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにすること

- ① インフルエンザ(H5N1)発生地域における当該インフルエンザウイルスの人への感染の早期発見と必要な公衆衛生対策の迅速な実施による感染拡大防止
- ② インフルエンザ(H5N1)に感染した原因、感染経路又は感染した地域の特定
- ③ インフルエンザ(H5N1)の人に感染させるおそれの程度の評価
- ④ 収集したインフルエンザ(H5N1)に関する情報の提供

(2) 実施体制及び平時からの準備

1) 積極的疫学調査にあたる各班の編制

① 危機管理責任者は、あらかじめ調査体制の準備を指示した関係課の職員に対し、調査班を編成することを伝達するとともに、直ちに調査班を編成する。

② 連絡窓口担当者(2名)

③ 調査班(1班4名編成とし、常時2班を編成)

※ 事案の内容、状況及び所内にいる職員の構成により、臨機応変に班編制を行う。

※ 調査班の班長には、課長、主幹等健康危機管理に対応できる職員をあてるとともに、班員には医師、保健師、薬剤師、臨床検査技師、獣医師等の技術職を最低2名あてる。

※ 調査班は2~3のチームに分かれて調査する可能性があることから、副班長を1名あてる。

④ 検体輸送班(1班2名編成とし、常時2班を編成)

⑤ 調査に使用する公用車については、調査途中で報告・連絡のため保健所等に帰庁する可能性があることから、調査班1班につき、原則として公用車2台を確保する。

※ 各班の体制については、毎年度、年度当初に見直す。

2) 積極的疫学調査に必要な物品の準備と確認

① 保健所は、平時から積極的疫学調査にあたる職員の二次感染を防止するために必要なマスク、手袋、防護衣、消毒アルコール等を必要数常備しておく。

② 保健所は、患者、接触者及びその関係者等の調査対象者に対して、積極的疫学調査の目的や必要性等を説明する際の資料等について準備しておく。

3) 感染防御対策の徹底

積極的疫学調査にあたる職員は、疫学調査の実施にあたっては、マスク、手袋の着用等の十分な感染防御手段を構じる。

4) 積極的疫学調査にあたる職員への研修

保健所は、積極的疫学調査にあたる職員に対して、調査方法等について周知を図るとともに、感染防御に係る技術を実行できるよう、標準予防策、飛沫予防策、空気予防策についてのトレーニングを行い、更に、新型インフルエンザを想定した感染防御研修等を実施する。

薬事衛生課は、核となる疫学調査担当者の育成にあたり、計画的に研修機会の確保を図る。

5) 疫学調査の従事に係る精神的ケアのための体制

保健所、保健環境科学研究所及び薬事衛生課は、疫学調査の従事に係る精神的なケアに係る体制を整備しておく。

6) 積極的疫学調査への従事後における健康状態の確認

保健所及び保健環境科学研究所は、積極的疫学調査への従事後における職員の健康状態を確認し、インフルエンザ(H5N1)に感染した恐れのある職員に対しては、直ちに第2種感染症指定医療機関を受診させるとともに、必要な検査、治療を受けさせ、まん延防止のための必要な対応を行う。

薬事衛生課は、インフルエンザ(H5N1)に感染した恐れのある職員に対しての第2種感染症指定医療機関の受診・治療その他まん延防止に係る必要な対応について、関係各課等と連携して対応する。

7) 接触者等に対する情報提供等

薬事衛生課、保健所及び保健環境科学研究所は、県民等に対して、インフルエンザ(H5N1)の発生状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、患者(疑似症患者を含む。)の発生届けがあった際には、相談窓口を設置する等、インフルエンザ(H5N1)の感染が疑われる者等に対して、マスクの着用、受診前に最寄りの保健所又は医療機関へ電話で相談すること等必要な情報提供を積極的に行う。

うがい、手洗い、咳エチケット等、一般的なインフルエンザの予防対策についても、広報等を通じて啓発する。

8) 関係機関との連携・情報の共有化

- ① 医療機関、保健所、保健環境科学研究所、薬事衛生課、県庁内関係各課、他の都道府県、国(厚生労働省結核感染症課、国立感染症研究所、検疫所)等関係機関との連携にあたり、平時から連絡網を作成する等、情報共有体制の整備を図るとともに、情報交換を密に行う。
- ② インフルエンザ(H5N1)は感染拡大が急速・広域に進む可能性もあるため、調査主体が他の都道府県等にわたることも考慮し、調査票の統一化によりスムーズな情報共有を図る。また、感染症サーベイランスシステム(NESID)疑い症例調査支援システム等により、要観察例、患者(疑似症患者を含む)、及び患者(疑似症患者を含む)との接触者に係る情報の共有化を図る。
- ③ 積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、インフルエンザ(H5N1)の発生状況、動向等を関係機関と共有するとともに、薬事衛生課は、法第15条第5項の規定に基づき、厚生労働省に対して報告を行う。特に、インフルエンザ(H5N1)のヒトからヒトへの感染が懸念される場合には、情報の確定を待たずに、直ちに厚生労働省等関係機関との連携を図る。
- ④ 患者(疑似症患者を含む。)が、都道府県等の区域を越えて発生し、又は発生するおそれがある場合には、積極的疫学調査の実施について法第63条の2の規定に基づく厚生労働省の指示に従って対応する。
- ⑤ 薬事衛生課は、インフルエンザ(H5N1)患者等の発生に際し、必要に応じて厚生労働省又は国立感染症研究所への支援を要請する。

(3) 積極的疫学調査の実施

1) 要観察例に係る積極的疫学調査

●→要観察例に係る積極的疫学調査については、P8~11「4 診察と検査」の項を参照

2) 患者(疑似症患者を含む。)に係る積極的疫学調査

- ① 次に掲げる場合には、保健所等は患者(疑似症患者を含む。)に係る積極的疫学調査を開始する。

- ア 指定政令第2条において準用する法第12条第1項の規定による医師の届出があった場合
イ 要観察例の診察結果及び検体の検査結果から、当該要観察例が患者(疑似症患者を含む。)であることが確認できた場合
- ② 保健所は、患者(疑似症患者を含む。)に係る積極的疫学調査として、次に定めるところによりインフルエンザ(H5N1)患者(疑似症患者を含む。)及びその接触者に対して質問又は調査を実施する。

ア 患者(疑似症患者を含む。)に対する質問又は調査

【質問調査事項】

- ・氏名、年齢、性別、職業、住所、保護者の氏名及び住所その他の患者(疑似症患者を含む。)を特定する情報
- ・当該患者(疑似症患者を含む。)の症状、現病歴、治療方法、治療経過及び検査結果
- ・初診年月日、病原体に感染したと推定される年月日又は発病したと推定される年月日
- ・病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの
- ・医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
- ・患者(疑似症患者を含む。)の行動及びその接触者についての質問又は調査を実施する。
なお、質問及び調査は、患者(疑似症患者を含む。)に対して行うことを基本とするが、患者(疑似症患者を含む。)と明確な接触歴がある接触者に対しても必要と認められる場合には、イにより接触者に対する質問又は調査を実施する。

イ 接触者に対する質問又は調査

接触者に対する質問又は調査は、患者(疑似症患者を含む。)が発病したと推定される日の1日前から患者(疑似症患者を含む。)と確定するまでの間に接触した者のうち、保健所等において把握可能な次の範囲に該当する者に対して可能な限り速やかに実施する。

(i) 世帯内接触者

患者(疑似症患者を含む。)と同一住所に居住する者

(ii) 医療関係者等

患者(疑似症患者を含む。)の診察、処置、搬送等にマスク、手袋の着用等の感染防御策なしに直接関わった医療関係者や搬送担当者

(iii) 汚染物質の接触者

患者(疑似症患者を含む。)の体液(血液、唾液、喀痰、尿、便等)に、感染防御策なしで接触のあった者。具体的には、マスク、手袋の着用等の感染防御策なしで患者(疑似症患者を含む。)の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等

(iv) 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な2メートル以内の距離で、患者(疑似症患者を含む。)と対面で会話等の接触のあった者

【質問調査事項】

- ・接触者の氏名、年齢、性別、住所、連絡先その他の接触者を特定する情報
- ・患者(疑似症患者を含む。)との接触状況及び健康状況
- ・患者(疑似症患者を含む。)と最後に接触した日から10日が経過する日までの間、38°C以上の発熱及び急性呼吸器症状の出現の有無について確認する。

(4) 積極的疫学調査結果の公表

薬事衛生課は、患者(疑似症患者を含む。)発生等に係る情報の報道発表について、国と協議のうえ決定するとともに、まん延防止に向けて、積極的疫学調査の結果(中間報告を含む)や集団発生の対策等について、隨時適切な情報提供を図る。

(5) その他

- 1) 積極的疫学調査の実施にあたり、次の様式を活用する。
 - 別添 1 「インフルエンザ(H5N1)接触者調査票(接触者モニタリング用紙)」
 - 別添 2 「体温記録用紙」
 - 別添 3 「インフルエンザ(H5N1)患者(疑似症患者を含む。)・要観察例 患者調査票」
 - 別添 4 「インフルエンザ(H5N1)患者(疑似症患者を含む。)・要観察例 行動調査票 I」
 - 別添 5 「インフルエンザ(H5N1)相談記録票」
 - 別添 6 別記様式1「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症及び指定感染症検査票(病原体)」

◆→具体的な調査方法については、専門家会議版「V 積極的疫学調査ガイドライン」も適宜参照する。